

(別紙様式2)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：群馬県
農業委員会名：渋川市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年 4月 1日現在)

1 農業の概要

	田	畠	普通畠	樹園地	牧草畠	計
耕地面積	842	3,040				3,880
経営耕地面積	418	1,608	1,453	90	65	2,026
遊休農地面積	40	195				235
農地台帳面積	873	3,756				4,629

※1 耕地面積は、耕地及び作付け面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号または第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	3,218
自給的農家数	1,859
販売農家数	1,359
主業農家数	349
準主業農家数	198
副業の農家数	12

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	2,366
女性	1,122
40代以下	163

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	195
基本構想水準到達者	33
認定新規就農者	1
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者							
女性							
40代以下							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 4年 3月 31日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	11
認定農業者に準ずる者	—	—
女性	—	6
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	42	42	4

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3,880ha	790ha	20.36%
課 題	農業従事者の減少・高齢化等により耕作放棄地の増加。特に狭小・傾斜地農地や出入りの道路条件の悪い農地、山間の獣害による被害農地では耕作が困難となっている。また、相続による権利者分散・不在地主の増加等による連絡不通などが課題となっている。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②／①×100)
1,170ha	813ha	95ha	69.49%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農地利用最適化推進委員による農家との意思疎通を図るとともに、農業委員と連携した農地パトロール、農地利用意向調査を実施し農地中間管理機構及び農地情報登録制度を活用し、貸借・売買の仲介と適正な法手続きの指導を行う。また、耕作の再会や担い手への集積を促進し、遊休農地の解消と発生防止に努める。
活動実績	「地域の遊休農地の解消・防止」、「担い手への農地の集積」、「新規参入の促進」を目的に農地利用最適化推進委員と農業委員で構成した地区情報会議を四半期ごとに地区で開催し、農地情報の共有、遊休農地のマッチング活動等を行い地域の集積活動を積極的に推進した。 渋川、伊香保地区 4月6日、7月9日、10月7日、1月5日 小野上、子持地区 4月7日、7月6日、10月8日、1月5日 赤城地区 4月8日、7月7日、10月5日、1月5日 北橘地区 4月9日、7月8日、10月6日、1月5日

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	集積目標1,170haに対して95haの新規集積を含む813haの集積結果であった。農業従事者の高齢化や後継者不足による農家の減少等により、昨年度より若干増えたが、中山間地域等の条件不利地などがあることを考慮するとやむを得ないと思われる。
活動に対する評価	集積目標の達成には至らなかったが、新規集積は増加しており、引き続き集積に努めていく。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	1経営体	2経営体	1経営体
	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積	令和2年度新規参入者が取得した農地面積
	0.5ha	0.4ha	1.0ha
課題	担い手の高齢化や後継者不足など、地域の担い手が減少している。新規参入や親元就農であっても新たな経営部門の立ち上げを行う場合、最適な形で就農まで支援する必要があり、関係機関が連携して支援策を講じる必要がある。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②／①×100)
2経営体	1経営体	50%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④／③×100)
1.0ha	0.4ha	40.00%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	新たに農業を志す人には農地情報の提供や営農指導など積極的に支援し新規就農を促進する。また、2月に家族経営協定調印を行う。
活動実績	推進活動により、令和3年7月21日に新規就農面談等を実施し、8月5日の農政部会で承認され新規就農に至った。また、2月8日に2組が家族経営協定を締結した。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	参入の相談は数件あったが、新規就農者は1経営体にとどまったく。他は新規参入には至らなかった。
活動に対する評価	農業委員及び農地利用最適化推進委員が各地区で活動を実施しているが、関係機関と連携し、情報収集を行い、新規参入者を募るとともに、就農後のサポート体制をさらに強化していく必要がある。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	3,880	235ha	6.06%
課 題	農業委員及び農地利用最適化推進委員の地道な活動の積み重ねで遊休農地の解消を図っているが、耕作放棄は、農業者の高齢化・担い手不足や鳥獣被害、不整形、傾斜地などの条件不利による地形的な要因もあり、これらの問題は、個々の農業者の取り組みだけでは解消することが困難になっている。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
10ha	8ha	80%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	61人	4月～翌年3月	10月～翌年1月
	調査方法	農地法第30条(利用状況調査)の規定、国の遊休農地に関する措置に関する調査要領について及び渋川市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領に基づき農業委員及び農地利用最適化推進委員は担当地区全ての農地を対象に実施する。		
	農地の利用意向調査	調査実施時期:9月～12月		
	その他の活動	地区情報会議等で、早期の遊休農地発見、解消の情報交換を行う。現場活動を重点化し、農地の適正な管理に向けた相談及び指導を行う。		
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		61人	7月～9月	10月～翌年1月
	農地の利用意向調査	調査実施時期10月～12月	調査結果取りまとめ時期	10月～翌年1月
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
	調査数:	75筆	調査数:	48筆
	調査面積:	9. 4ha	調査面積:	5. 3ha
	その他の活動	非農地判定:	4. 4ha	

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標値に達することは出来なかった。遊休農地解消に向け更に活動を推進していく。
活動に対する評価	計画どおり実施し、一定の成果を上げることが出来た。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	3,880	0 ha
課 題	農地所有者の認知度を高めるため、農地転用許可制度の周知の徹底を引き続き図る必要がある。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度実績

実 績①	増減
0.8ha	0.8ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	7月～9月を重点的に、農地パトロールを行い、早期発見による是正指導を行う。
活動実績	農地法第30条の規定に基づく農地パトロールについて、7月1日～9月30日を強化月間として実施した。実施に当たっては、違反転用の早期発見に努めた。違反転用農地の所有者に対しては、是正指導を行ってきた。また、ホームページによる未然防止のための啓発活動に努めた。
活動に対する評価	周知の取組は計画どおり実施できた。また、違反転用については、引き続き早期是正のための指導をしていく。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等

詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 47件 全件許可)

点検項目		具体的な内容					
事実関係の確認	実施状況	農業委員及び事務局にて事実確認を行う。					
	是正措置	――					
総会等での審議	実施状況	農業委員及び事務局で説明後、全体で審議を行う。					
	是正措置	――					
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数		0件			
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数		0件			
	是正措置	――					
審議結果等の公表	実施状況	議事録を決裁後、ホームページで公表。					
	是正措置	――					
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28日	処理期間(平均)	28日		
	是正措置	――					

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 213件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	農業委員及び事務局にて事実確認を行う。			
	是正措置	――			
総会等での審議	実施状況	農業委員及び事務局で説明後、全体で審議を行う。			
	是正措置	――			
審議結果等の公表	実施状況	議事録を決裁後、ホームページで公表。			
	是正措置	――			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 40日	処理期間(平均)	40日
	是正措置	――			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	18
	うち報告書提出農地所有適格法人数	10 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	8法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	4法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	4法人
	提出しなかった理由	報告書提出準備中のため
	対応方針	報告書提出を再度依頼
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	0 法人
	対応状況	—

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数	379件 公表時期 令和4年 3月
		情報の提供方法:市ホームページ	
	是正措置	—	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数	249件 取りまとめ時期 令和4年3月
		情報の提供方法:ホームページで公表	
	是正措置	—	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	4,582ha
		データ更新:令和3年11月	
		公表:常時	
	是正措置	—	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめるこ。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

	(要望・意見)
農地利用最適化等に関する事務	(対処内容)

	(要望・意見)
農地法等によりその権限に属された事務	(対処内容)

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--